
募集株券等の配分に係る規制の見直しのための「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」等の一部改正について

日証協 平成 24 年 7 月 17 日

本協会では、本年 7 月 17 日の自主規制会議において、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」等の一部改正を行った。

本協会では、いわゆる親引けをはじめとする、有価証券の引受けを行う際の配分に係る規制のあり方について検討するため、「募集株券等の配分に係る規制のあり方に関する検討分科会」を設置し、平成 23 年 10 月から 12 月にかけて 7 回にわたる議論の結果、平成 24 年 1 月 12 日に報告書「配分ルールのあり方について」を取りまとめた。

今般、この報告書で議論の結果として導き出された方向性を自主規制規則において具体化するため、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」等の一部について改正を行った。

本改正は、本協会が別に定める日から施行し、同日以後、取締役会決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

本規則の改正に係る趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

募集株券等の配分に係る規制の見直しのための「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」等の一部改正について

平成 24 年 7 月 17 日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

本協会では、いわゆる親引けをはじめとする、有価証券の引受けを行う際の配分に係る規制のあり方について検討するため、「募集株券等の配分に係る規制のあり方に関する検討分科会」を設置し、平成 23 年 10 月から 12 月にかけて 7 回にわたる議論の結果、平成 24 年 1 月 12 日に報告書「配分ルールのあり方について」を取りまとめた¹。

今般、この報告書で議論の結果として導き出された方向性を自主規制規則において具体化するため、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」等の一部について改正することとする。

【以下における凡例】

- 「配分規則」：株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則
- 「引受規則」：有価証券の引受け等に関する規則
- 「引受細則」：「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則

II. 改正の骨子

1. 配分規則

(1) 協会員は、募集等の引受け等を行うに当たっては、市場の実勢、投資需要の動向等を十分に勘案したうえで、当該募集等の引受け等に係る株券等の配分が、公正を旨とし、合理的な理由なく特定の投資家に偏ることのないよう努めなければならないこととする。

(第 2 条第 1 項)

(2) 原則禁止とされている親引け²が例外的に許容される要件として、①当該親引けを行ったとしても前述(1)に反する配分にならないと当該引受会員が判断したこと、②当該株券等の発行者が、当該親引けについて、親引け予定先の状況、当該親引けに係る株券等の譲渡制限、発行条件に関する事項、当該親引け後の大株主の状況、株式併合等の予定の有無及び内容、その他参考になる事項を、有価証券届出書又は発行登録書の提出後において適切に公表すること、並びに、③当該募集に係る払込期日等から 180 日を経過する日まで継続して所有することの確約を主幹事会員が親引け予定先から書面により取り付けること、を掲げることとする。 (第 2 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで)

¹ 報告書は、次の URL にて公表している。

http://www.jsda.or.jp/shiryo/houkokusyo/files/haibun_houkokusyo-1.pdf

なお、平成 24 年 1 月 17 日から同年 2 月 7 日まで、報告書についてパブリック・コメントを募集し、その結果は同年 3 月 1 日に次の URL にて公表している。

http://www.jsda.or.jp/katsudou/public/kekka/files/houkokusho_kaitou.pdf

² 発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。

- (3) 並行第三者割当（引受会員が引受けを行う株券等の募集又は売出しと並行して行われる、当該株券等の発行者が発行する株券等の第三者割当をいう。以下同じ。）が行われる場合、当該引受会員は当該発行者に対し、前述(2)①及び③の趣旨を尊重して当該並行第三者割当を行うよう要請しなければならないこととする。 （第2条第3項）
- (4) 後述(6)及び(7)により提供することとする配分先情報（後述(6)の配分先情報をいう。（5）において同じ。）に係る顧客（個人を除く。以下この(4)から(7)までにおいて同じ。）は、銀行、投資助言・代理業又は投資運用業を行う金融商品取引業者（個人を除く。）及び投資法人の一部、保険会社並びに外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号の非居住者（個人を除く。）等とする。 ([改正後]第5条第1項)
- (5) 主幹事会員（主幹事会員が2社以上ある場合は、そのうち代表する1社（以下この(5)において「代表主幹事会員」という。）。以下この(5)から(8)までにおいて同じ。）は、銀行、投資助言・代理業又は投資運用業を行う金融商品取引業者及び投資法人のうち配分先情報に係る顧客とすることが適当である者を定め、募集又は売出しに係る取締役会決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）が行われた後、遅滞なく、当該顧客の名称を他の引受会員（引受規則第2条第10号に規定する他の引受会員をいい、主幹事会員が2社以上ある場合は代表主幹事会員以外の主幹事会員を含む。以下この(5)から(7)までにおいて同じ。）に通知するとともに、所定の様式により本協会に届け出なければならないこととする。 ([改正後]第5条第2項)
- (6) 他の引受会員は、引受けを行った株券等の配分（親引けによるものを除く。以下この(6)及び(7)において同じ。）を顧客に対し行った場合、当該顧客のうち前述(4)の顧客の名称及び当該顧客に配分した株券等の数量の情報（(7)及び(8)において「配分先情報」という。）を、遅滞なく、主幹事会員に提供しなければならないこととする。 ([改正後]第6条)
- (7) 主幹事会員は、引受けを行った株券等の配分を顧客に対しを行い、かつ、他の引受会員の全てから前述(6)による配分先情報の提供を受けた場合、当該顧客のうち前述(4)の顧客の配分先情報及び他の引受会員から提供を受けた配分先情報を、遅滞なく、当該株券等の発行者（当該株券等が不動産投資信託証券である場合にあっては、当該不動産投資信託証券の発行者である投資法人の資産運用会社を含む。（8）において同じ。）に提供しなければならないこととする。 ([改正後]第7条)
- (8) 主幹事会員は、前述(7)により提供する配分先情報を発行者が受領する場合、当該配分先情報を漏えいすることのないよう当該発行者において適切に管理されることの確約を、当該発行者から書面により取り付けるものとする。 ([改正後]第8条)
- (9) 募集等の引受け等を行った株券等の配分に関する社内規則に、配分先情報の提供の方法について規定するものとする。 ([改正後]第10条第2項第12号)
- (10) 株券等の配分に関する基本方針及び社内規則の本協会への提出を、本協会が求める場合に限ることとする。 ([改正後]第9条第3項及び第4項、[改正後]第10条第3項)
- (11) 会員は、我が国の発行者が外国において株券等の募集又は売出しを行う場合において、当該会員の海外関連会社による引受けを斡旋する場合には、当該海外関連会社に対し、親引けに関しては前述(2)に定めるところに、並行第三者割当に関しては前述(3)に定

めるところに、それぞれ準じるとともに、前述(4)から(8)までに定めるところに準じて配分先情報の発行者に対する提供が行われるよう、要請を行うものとする。

([改正後]第14条)

- (12) 本協会は、必要があると認めるときは、会員に対し、配分規則に関し、報告又は資料の提出を求めることができることとともに、会員は、この報告又は資料の提出の求めに応じなければならないこととする。 ([改正後]第15条)
- (13) 不動産投資信託証券の募集又は売出しの取扱い（並行第三者割当以外の第三者割当があり、かつ、割当先が開示されているものに限る。）については、この規則を適用しないものとする。 ([改正後]第16条)
- (14) その他所要の規定の整備を図ることとする。

2. 引受規則、引受細則

- (1) 配分規則における前述1. の規定の整備に伴い、引受規則及び引受細則において公正な配分に関して定めている規定を削る。
(引受規則[現行]第5章、引受細則[現行]第15条)
- (2) 前述(1)に伴い、関係する規定につき、所要の整備を行うこととする。
(引受規則[現行]第2条第23号、[改正後]第36条第2項、[改正後]第39条第1号、第3号及び第8号、[現行]第39条第8号)
- (3) 引受審査に関する社内規則及び社内マニュアルの本協会への提出を、本協会が求める場合に限ることとする。 (引受規則第6条第4項)
- (4) 引受会員又は代表引受会員が株券等の募集の引受けを行う場合における当該株券等の募集に関する記者発表資料の提出を、新規公開において行うものに限ることとする。
(引受細則[改正後]第16条第1項第1号)
- (5) その他所要の規定の整備を図ることとする。

3. 「協会員の従業員に関する規則」及び「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」

前述1. 及び2. に伴い、所要の規定の整備を図る。

(「協会員の従業員に関する規則」第7条第3項第18号、「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第19条第2項)

III. 施行の時期

この改正は、本協会が別に定める日から施行し、同日以後、取締役会決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 エクイティ市場部 TEL 03-3667-8647

自主規制企画部 TEL 03-3667-8470（「協会員の従業員に関する規則」のみ）

以上

「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」の一部改正について

平成 24 年 7 月 17 日
(下線部分変更)

新	旧
<u>第 1 章 総 則</u>	(新 設)
<p>(目的)</p> <p><u>第 1 条</u> この規則は、協会員による株券等（「有価証券の引受け等に関する規則」（以下「引受規則」という。）第 2 条第 1 号に規定する株券等をいう。以下同じ。）の募集<u>（引受規則第 2 条第 25 号に規定するコミットメント型ライツ・オファーリングに係るもの）</u>を除く。若しくは売出し（目論見書又は会社内容説明書（「店頭有価証券に関する規則」第 2 条第 3 号に規定する会社内容説明書をいう。以下同じ。）を作成するものに限る。以下同じ。）の引受け、募集若しくは売出しの取扱い又は売出し（以下「募集等の引受け等」という。）を行うに当たって、<u>当該株券等の円滑な消化を図りつつ、顧客への適切な配分を実現することを目的とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 2 章 適切な配分</u></p> <p>(適切な配分)</p> <p><u>第 2 条</u> 協会員は、募集等の引受け等を行うに当たっては、<u>市場の実勢、投資需要の動向等を十分に勘案したうえで、当該募集等の引受け等に係る株券等の配分が、公正を旨とし、合理的な理由なく特定の投資家に偏ることのないよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 引受会員</u>（引受規則第 2 条第 8 号に規定する引受会員をいう。以下同じ。）は、株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、親引け（発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。以下この項及び次項において同じ。）を行ってはならない。ただし、次の各号に掲げるすべての要件に該当する場合は、この限りではない。</p> <p class="list-item-l1">1 <u>当該親引けを行ったとしても前項の規定に反する配分にならないと当該引受会員が判断したこと。</u></p> <p class="list-item-l1">2 <u>当該株券等の発行者が、当該親引けについて、親引け予定先（当該親引けによる配分を予定している者をいう。以下同じ。）の状況（親引け予定先の概要、発行者と親引け予定先との間の関係、親引け予定先の選定理由、親引けしようとする株券等の数、当該親引けに係る株券等の保有方針、</u></p>	<p>(目的)</p> <p><u>第 1 条</u> この規則は、協会員による株券等（「有価証券の引受け等に関する規則」第 2 条第 1 号に規定する株券等をいう。以下同じ。）の募集若しくは売出し（目論見書又は「店頭有価証券に関する規則」第 2 条第 3 号に規定する会社内容説明書を作成するものに限る。以下同じ。）の引受け、募集若しくは売出しの取扱い又は売出し（以下「募集等の引受け等」という。）を行うに当たって、<u>株券等を広い範囲の投資者へ円滑に消化することを図りつつ、顧客への公平な配分を実現することを目的とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公平な配分)</p> <p><u>第 2 条</u> 協会員は、募集等の引受け等を行うに当たっては、<u>株券等を不特定多数の投資者に広く消化することに努めつつ、公平を旨とする配分を行うこととする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>

新	旧
<p>親引け予定先における払込みに要する資金等の状況及び親引け予定先の実態をいう。)、当該親引けに係る株券等の譲渡制限、発行条件に関する事項、当該親引け後の大株主の状況、株式併合等の予定の有無及び内容、その他参考になる事項を、有価証券届出書又は発行登録書の提出後において適切に公表すること。</p> <p>3 当該募集に係る払込期日若しくは払込期間の最終日又は当該売出しに係る受渡期日から 180 日を経過する日まで継続して所有することの確約を、主幹事会員（引受規則第 2 条第 9 号に規定する主幹事会員をいう。以下同じ。）が親引け予定先から書面により取り付けること。</p> <p>3 並行第三者割当（引受会員が引受けを行う株券等の募集又は売出しと並行して行われる、当該株券等の発行者が発行する株券等の第三者割当（企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 1 号ヲに規定する第三者割当をいう。なお、同ヲ中「株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券」とあるのは「株券等」と読み替えるものとする。以下同じ。）をいう。以下同じ。）が行われる場合、当該引受会員は当該発行者に対し、前項（同項第 2 号を除く。）の規定の趣旨を尊重して当該並行第三者割当を行うよう要請しなければならない。</p>	
<p><u>第 3 章 新規公開に際して行う個人顧客への配分</u></p> <p>（新規公開の際の一部抽選）</p> <p>第 3 条 （現行どおり）</p> <p>（集中配分及び不公正配分の禁止）</p> <p>第 4 条 （現行どおり）</p> <p><u>第 4 章 配分先情報の提供</u></p> <p>（配分先情報に係る顧客）</p> <p>第 5 条 次条及び第 7 条の規定により提供することとする配分先情報（次条に規定する配分先情報をいう。以下この条において同じ。）に係る顧客（個人を除く。以下この章において同じ。）は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>1 次に掲げる者のうち配分先情報に係る顧客とすることが適当である者 イ 銀行</p>	（新 設）
	（新 設）

新	旧
<p>口 <u>投資助言・代理業又は投資運用業を行う金融商品取引業者（個人を除く。）</u></p> <p>ハ <u>投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人をいう。）</u></p> <p>2 <u>保険会社</u></p> <p>3 <u>企業年金連合会</u></p> <p>4 <u>信金中央金庫</u></p> <p>5 <u>全国信用協同組合連合会</u></p> <p>6 <u>農林中央金庫</u></p> <p>7 <u>全国共済農業協同組合連合会</u></p> <p>8 <u>全国共済水産業協同組合連合会</u></p> <p>9 <u>労働金庫連合会</u></p> <p>10 <u>株式会社商工組合中央金庫</u></p> <p>11 <u>外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号の非居住者（個人を除く。）</u></p> <p>2 <u>主幹事会員（主幹事会員が2社以上ある場合は、そのうち代表する1社（以下この章において「代表主幹事会員」という。）。以下この章において同じ。）は、前項第1号の顧客を定め、募集又は売出しに係る取締役会決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）が行われた後、遅滞なく、当該顧客の名称を他の引受会員（引受規則第2条第10号に規定する他の引受会員をいい、主幹事会員が2社以上ある場合は代表主幹事会員以外の主幹事会員を含む。以下この章において同じ。）に通知するとともに、所定の様式により本協会に届け出なければならない。</u></p> <p><u>（他の引受会員から主幹事会員への配分先情報の提供）</u></p> <p><u>第6条 他の引受会員は、引受けを行った株券等の配分（親受けによるものを除く。以下この章において同じ。）を顧客に対し行った場合、当該顧客のうち前条第1項の顧客の名称及び当該顧客に配分した株券等の数量の情報（以下「配分先情報」という。）を、遅滞なく、主幹事会員に提供しなければならない。</u></p> <p><u>（主幹事会員から発行者への配分先情報の提供）</u></p> <p><u>第7条 主幹事会員は、引受けを行った株券等の配分を顧客に対し行い、かつ、他の引受会員の全てから前条の規定による配分先情報の提供を受けた場合、当該顧客のうち第5条第1項の顧客の配分先情報及び他の引受会員から提供を受けた配分先情報を、遅滞なく、当該株券等の発行者（当該株券等が不動産投</u></p>	

(新 設)

(新 設)

新	旧
<p><u>資信託証券（金融商品取引法第2条第1項第11号に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として不動産等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該不動産投資信託証券の発行者である投資法人の資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第19項に定める資産運用会社をいう。）を含む。次条において同じ。）に提供しなければならない。</u></p> <p><u>（提供した配分先情報に係る発行者における管理）</u></p> <p><u>第8条 主幹事会員は、前条の規定により提供する配分先情報を発行者が受領する場合、当該配分先情報を漏えいすることのないよう当該発行者において適切に管理されることの確約を、当該発行者から書面により取り付けるものとする。</u></p>	
<p><u>第5章 配分に関する基本方針及び社内規則</u></p> <p><u>（配分の基本方針の策定及び公表）</u></p> <p><u>第9条 （現行どおり）</u></p> <p><u>2 （現行どおり）</u></p> <p><u>3 協会員は、店頭における掲示又は当該協会員のホームページにおける表示等、適切な方法により、<u>基本方針の内容</u>を投資者へ周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 協会員は、本協会が求める場合には、<u>基本方針を本協会に提出しなければならない。</u></u></p> <p><u>（社内規則の制定）</u></p> <p><u>第10条 （現行どおり）</u></p> <p><u>2 社内規則には、次の各号に掲げる事項について、できるだけ詳細かつ具体的に規定するものとする。</u></p> <p><u>1</u></p> <p><u>{ } （現行どおり）</u></p> <p><u>11</u></p> <p><u>12 配分先情報の提供の方法</u></p> <p><u>13 （現行どおり）</u></p> <p><u>14 （現行どおり）</u></p> <p><u>3 協会員は、<u>本協会が求める場合には、社内規則を本協会に提出しなければならない。</u></u></p> <p><u>（社内管理体制の充実）</u></p> <p><u>第11条 （現行どおり）</u></p>	<p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p><u>（配分の基本方針の策定及び公表）</u></p> <p><u>第5条 （省 略）</u></p> <p><u>2 （省 略）</u></p> <p><u>3 協会員は、<u>基本方針を本協会へ届け出るとともに、店頭における掲示又は当該協会員のホームページにおける表示等、適切な方法により、<u>その内容</u>を投資者へ周知しなければならない。</u></u></p> <p><u>4 本協会は、協会員から届出を受けた<u>基本方針</u>を取りまとめ、公表する。</u></p> <p><u>（社内規則の制定）</u></p> <p><u>第6条 （省 略）</u></p> <p><u>2 社内規則には、次の各号に掲げる事項について、できるだけ詳細かつ具体的に規定するものとする。</u></p> <p><u>1</u></p> <p><u>{ } （省 略）</u></p> <p><u>11 （新 設）</u></p> <p><u>12 （省 略）</u></p> <p><u>13 （省 略）</u></p> <p><u>3 協会員は、<u>社内規則を本協会へ届け出なければならない。</u></u></p> <p><u>（社内管理体制の充実）</u></p> <p><u>第7条 （省 略）</u></p>

新	旧
<u>第 6 章 雜 則</u>	
(記録の保存等) <u>第 12 条</u> (現行どおり)	(新 設)
(配分状況の公表) <u>第 13 条</u> (現行どおり)	(記録の保存等) <u>第 8 条</u> (省 略)
<u>(外国における募集又は売出しについての準用)</u> <u>第 14 条</u> 会員は、我が国の発行者が外国において株券等の募集又は売出しを行う場合において、当該会員の海外関連会社（金融商品取引業等に関する内閣府令第 177 条第 6 項に定める関係会社である外国法人をいう。）による引受けを斡旋する場合には、当該海外関連会社に対し、親受けに関しては第 2 条第 2 項に定めるところに、並行第三者割当に関しては同条第 3 項に定めるところに、それぞれ準じるとともに、第 4 章に定めるところに準じて配分先情報の発行者に対する提供が行われるよう、要請を行うものとする。	(配分状況の公表) <u>第 9 条</u> (省 略)
<u>(本協会への報告)</u> <u>第 15 条</u> 本協会は、必要があると認めるときは、会員に対し、この規則に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。 2 会員は、前項に規定する報告又は資料の提出の求めに応じなければならない。	(新 設)
<u>(この規則の一部の適用除外)</u> <u>第 16 条</u> 不動産投資信託証券の募集又は売出しの取扱い（並行第三者割当以外の第三者割当であり、かつ、割当先が開示されているものに限る。）については、この規則を適用しないものとする。	(新 設)
付 則	
この改正は、本協会が別に定める日から施行し、同日以後、取締役会決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。	

「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

平成 24 年 7 月 17 日
(下線部分変更)

新	旧
<p>第 1 章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、会員が国内において行う株券等及び社債券の募集又は売出し（目論見書を作成するものに限る。第33条及び第36条第1項を除き、以下同じ。）の引受け（以下「引受け」という。）並びに協会員が国内において行う株券等の募集又は売出しの取扱いに關し必要な事項を定め、適正な業務の運営と投資者の保護を図るとともに、資本市場の健全な発展に資することを目的とする。</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、会員が国内において行う株券等及び社債券の募集又は売出し（目論見書を作成するものに限る。<u>第32条、第33条及び第36条第1項を除き、以下同じ。</u>）の引受け（以下「引受け」という。）並びに協会員が国内において行う株券等の募集又は売出しの取扱いに關し必要な事項を定め、適正な業務の運営と投資者の保護を図るとともに、資本市場の健全な発展に資することを目的とする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 （ 現行どおり ）</p> <p>22</p> <p>（ 削 る ）</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 （ 省 略 ）</p> <p>22</p> <p>23 持株会等 <u>金商法施行令第1条の3の3第5号に規定される権利に係る持株会、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（以下「定義府令」とする。）第7条第1項第1号に規定される権利に係る持株会又は定義府令第16条第1項第7の2号イからへまでに掲げるすべての要件に該当する行為を行う者</u></p> <p>24 （ 省 略 ）</p> <p>26</p>
<p>23 （ 現行どおり ）</p> <p>25</p> <p>第 2 章 適切な引受け</p> <p>第 2 節 引受体制の整備</p> <p>(引受審査等に係る社内規則及び社内マニュアルの整備)</p> <p>第 6 条 (現行どおり)</p> <p>2 （ 現行どおり ）</p> <p>3</p> <p>4 引受会員は、<u>本協会が求める場合には、第1項及び第2項に規定する社内規則及び社内マニュアルを本協会に提出しなければならない。</u></p>	<p>第 2 章 適切な引受け</p> <p>第 2 節 引受体制の整備</p> <p>(引受審査等に係る社内規則及び社内マニュアルの整備)</p> <p>第 6 条 (省 略)</p> <p>2 （ 省 略 ）</p> <p>3</p> <p>4 引受会員は、第1項及び第2項に規定する社内規則及び社内マニュアルを本協会に提出するものとする。</p>

新	旧
(削る)	<u>第5章 公正な配分</u>
(削る)	<p><u>(円滑な消化の促進)</u></p> <p><u>第30条 引受会員は、引受けを行うに当たっては、市場の実勢、投資需要の動向等を十分に勘案し、必要に応じ、引受団又は販売団を隨時編成する等円滑な消化に努めなければならない。</u></p>
(削る)	<p><u>(配分の公平化)</u></p> <p><u>第31条 引受会員が株券等の引受けを行う場合又は協会員が株券等の募集若しくは売出しの取扱いを行う場合、当該協会員は個人投資家等への広く公平な消化を促進し、公正を旨とした配分を行うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 協会員は、前項の場合における株券等を投資者に配分するに当たっては、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に基づき適正に行わなければならぬ。</u></p>
(削る)	<p><u>3 引受会員は、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券又は外国株信託受益証券の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、次の各号に掲げる場合を除き、親引け（発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。以下この項及び次項において同じ。）を行ってはならない。なお、親引けを行う場合は、当該親引けの対象者、当該親引けが次の各号のいずれかに該当する理由及び当該親引けの数量その他細則で定める事項を発行者が発表資料で公表したものでなければ行ってはならない。</u></p> <p><u>1 連結関係又は持分法適用関係にある支配株主がその関係を維持するために必要な場合（優先出資証券又は外国株信託受益証券の引受けを行うに当たっては、これに相当する場合）</u></p> <p><u>2 企業グループ全体での持株比率を維持するに必要な場合（当該企業グループの具体的な範囲及び持株比率並びに企業グループ各社間における出資、人事、資金、技術、取引等の関係を発行者が発表資料で公表した場合に限る。）（優先出資証券又は外国株信託受益証券の引受けを行うに当たっては、これに相当する場合）</u></p> <p><u>3 業務提携の関係にある株主がその持株比率を維持するため又は当該関係を形成しよ</u></p>

新	旧
	<p>うとする者が一定の株式を保有するために必要な場合（当該業務提携及びそのために株式を保有しなければならない旨が契約書等（締結することが確実となっているものを含む。）により確認できる場合に限る。）（優先出資証券又は外国株信託受益証券の引受けを行うに当たっては、これに相当する場合）</p> <p>4 株券の募集又は売出しの場合で、当該募集及び売出しに係る株式数の 10%を限度として持株会等を対象とするとき。</p> <p>5 発行者（連結子会社又は持分法適用会社を含む。）の取締役（委員会設置会社の場合には執行役を含み、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し法律上又は契約上影響力を及ぼし得る権限又は責任を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員を含む。）、監査役又は従業員若しくはその予定者に報酬、給与又は賞与として新株予約権を配分する場合（新株予約権の譲渡価額に相当する金額をあらかじめ又は同時に支給したうえで新株予約権を譲渡するとき及び新株予約権の譲渡による払込金が信託口座等に預託され新株予約権の行使が行えない場合には当該払込金に金利を付して返済することが契約等で保証されているとき等を含む。）</p>
（ 削 る ）	<p>4 引受会員は、不動産投資信託証券の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、次の各号に掲げる者に対して割り当てる場合（その事実を発表資料で公表した場合に限る。）を除き、親引きを行ってはならない。</p> <p>1 当該不動産投資信託証券が投資証券である場合は、当該投資証券の発行者である投資法人の委託を受けてその資産の運用に係る業務を行う投資信託委託会社</p> <p>2 前号に掲げる者の株主（次号に掲げる者を除く。）</p> <p>3 第1号に掲げる者の親会社等（一の会社の親会社及び一の会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。）及び当該親会社等の親会社等</p> <p>4 当該不動産投資信託証券に係る委託者指図型投資信託の投資信託財産（投資信託及び投資法人に関する法律第3条第2号に規定するものをいう。）又は投資法人の資産として不動産等を当該委託者指図型投資信託又は当該投資法人に対して譲渡した者又</p>

新	旧
(削る)	<p><u>は譲渡することに合意している者</u></p> <p><u>5 前号に掲げる者が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第7項に規定する特別目的会社（当該特別目的会社に出資している特別目的会社を含む。）である場合には、それに出資している者</u></p> <p><u>6 第4号に掲げる者が資産の流動化に関する法律第2条第13項に規定する特定目的信託である場合には、その受益証券の権利者</u></p> <p><u>5 第1項から第4項までの規定の取扱いについては、細則をもって定める。</u></p> <p><u>（引受けを伴わない行為が並行する場合の取扱い）</u></p> <p><u>第32条 引受会員が引受けを行う株券等の募集又は売出しと並行して、会員による引受けを伴わずに当該株券等と同一の銘柄の株券等（以下この条において「当該同一の銘柄の株券等」という。）の募集、私募又は売出しが行われる場合（グリーンシュー・オプションに係るものであるときを除く。）、当該引受会員は当該株券等の発行者に対し、当該同一の銘柄の株券等の割当先を前条第3項各号又は第4項各号の範囲に限定するよう要請しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の場合、第12条から第17条まで、第19条及び第20条から第23条までの規定には、会員による引受けを伴わない当該同一の銘柄の株券等の募集及び私募に係るものと含むものとする。</u></p>
(削る)	<u>第5章 コミットメント型ライツ・オファリング</u>
(新株予約権証券の取得状況の開示)	<u>（新株予約権証券の取得状況の開示）</u>
<u>第30条</u> (現行どおり)	<u>第32条の2</u> (省略)
(議決権の行使制限)	<u>（議決権の行使制限）</u>
<u>第31条</u> (現行どおり)	<u>第32条の3</u> (省略)
(流動性の確保)	<u>（流動性の確保）</u>
<u>第32条</u> (現行どおり)	<u>第32条の4</u> (省略)
第6章 雜則	第6章 雜則
(この規則によらない引受け等)	<u>（この規則によらない引受け等）</u>
<u>第36条</u> (現行どおり)	<u>第36条</u> (省略)
<u>2 「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第2条第3項に規</u>	(新設)

新	旧
<u>定する並行第三者割当が行われる場合、第12条から第17条まで、第19条及び第20条から第23条の2までの規定には、当該並行第三者割当に係るものとす。</u> <u>3 (現行どおり)</u> (この規則の一部の適用除外) 第39条 次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。 1 新規公開に際して行う株券又は外国株信託受益証券の募集 第20条第1項第2号、同条第3項及び第4項並びに第22条 2 (現行どおり) 3 「店頭有価証券に関する規則」第2条第4号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集 第20条第3項から第5項まで、第21条、第22条及び第25条 4 5 (現行どおり) 7 (削 る) 8 コミットメント型ライツ・オファリングに係る新株予約権証券の募集 第21条から第23条（第20条第1項及び第2項に掲げる内容の有価証券届出書（発行登録追補書類を含む。）への記載に係る要請を除く。）まで	<u>2 (省 略)</u> (この規則の一部の適用除外) 第39条 次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。 1 新規公開に際して行う株券又は外国株信託受益証券の募集 第20条第1項第2号、同条第3項及び第4項、第22条並びに第31条第3項第5号 2 (省 略) 3 「店頭有価証券に関する規則」第2条第4号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集 第20条第3項から第5項まで、第21条、第22条、第25条並びに第31条第3項及び第4項 4 5 (省 略) 7 8 不動産投資信託証券の募集又は売出しの取扱い（不動産投資信託証券の募集又は売出しと並行して行われるもの以外で割当先が開示されているものに限る。） 第31条第1項 9 コミットメント型ライツ・オファリングに係る新株予約権証券の募集 第21条から第23条（第20条第1項及び第2項に掲げる内容の有価証券届出書（発行登録追補書類を含む。）への記載に係る要請を除く。）まで及び第5章

付 則

この改正は、本協会が別に定める日から施行し、同日以後、取締役会決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則」の一部改正について

平成 24 年 7 月 17 日
(下線部分変更)

新	旧
<p>(株価推移等の公表)</p> <p>第 13 条 規則第 22 条第 1 項第 2 号に規定する「1 株当たり指標の希薄化情報」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則<u>第 95 条の 5 の 3 第 1 項</u>に規定される潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額をいうものとし、「潜在株式の状況」は、株券等（優先出資証券、不動産投資信託証券及び外国株信託受益証券を除く。）の募集に係る当該株券等の発行後における同項に規定される潜在株式に係る権利の行使を仮定することにより算出した株式数を当該株券等の発行直前の発行済株式数で除して得た比率とする。</p>	<p>(株価推移等の公表)</p> <p>第 13 条 規則第 22 条第 1 項第 2 号に規定する「1 株当たり指標の希薄化情報」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則<u>第 95 条の 5 の 2 第 2 項</u>に規定される潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益額をいうものとし、「潜在株式の状況」は、株券等（優先出資証券、不動産投資信託証券及び外国株信託受益証券を除く。）の募集に係る当該株券等の発行後における同項に規定される潜在株式に係る権利の行使を仮定することにより算出した株式数（以下第 15 条第 3 号において「潜在株式数」という。）を当該株券等の発行直前の発行済株式数で除して得た比率とする。</p>
<p>(プレ・マーケティングの手続き)</p> <p>第 15 条 (現行どおり)</p> <p>(削る)</p>	<p>(プレ・マーケティングの手続き)</p> <p>第 14 条の 2 (省略)</p> <p><u>(配分の公平化)</u></p> <p>第 15 条 規則第 31 条第 5 項に規定する配分の公平化の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1 協会員は、規則第 31 条に定めるところによるほか、本協会が別に定めるところに従わなければならない。</p> <p>2 規則第 31 条第 3 項第 1 号には、連結関係にある発行者が株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券又は外国株信託受益証券の募集又は売出しを行う場合に、支配株主の持株比率又は優先出資者若しくは受益者の出資比率を問わず、当該募集及び売出しに係る株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券又は外国株信託受益証券の 15% を限度として当該株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券又は外国株信託受益証券の取得をする場合を含むものとする。</p> <p>3 規則第 31 条第 3 項第 1 号に規定する持株比率及び前号の比率の算定に当たり分母及び分子に潜在株式数及びグリーンシーオプションの行使により新たに発行される株式数を算入したか否か並びに算入したこれらの株式数を発表資料において公表しなければならない。</p>

新	旧
	<p>4 規則第 31 条第 3 項第 1 号及び第 5 号に規定する「連結」及び「持分法適用」の関係には、外国において実質的に同様の関係にあると認められる場合を含むものとする。</p> <p>5 規則第 31 条第 3 項第 4 号に規定する「持株会等」には、株券の募集又は売出しが子会社運動配当株（剰余金の配当が特定の子会社の剰余金の配当に基づき決定される旨が当該上場会社等の定款で定められた株式をいう。以下同じ。）に係るものである場合における当該連結子会社の従業員が組織するもの（当該子会社運動配当株を取得するものに限る。）を含むものとする。</p> <p>6 規則第 31 条第 4 項第 5 号に規定する「特別目的会社」及び同項第 6 号に規定する「特定目的信託」には、外国においてこれに相当するものを含むものとする。</p>
(引受けの報告)	(引受けの報告)
第 16 条 規則第 33 条第 1 項に規定する報告は、それぞれの株券等の募集の <u>引受会員（規則第 33 条第 2 項に定めるところにより代表引受会員（同項に規定する代表引受会員をいう。）が報告を行う場合は、当該代表引受会員。以下この条において同じ。）</u> が、次の各号に定めるところにより、行うものとする。	第 16 条 規則第 33 条第 1 項に規定する報告は、それぞれの株券等の募集の <u>代表引受会員となった会員が、引受けを行う株券等の募集に係る発行者の発行決議日及び価格等の条件を決定する日の翌日（当日が休業日の場合は、翌営業日）までに本協会に当該株券等の募集に関する記者発表資料を提出するとともに、当該引受けを行った月の翌月の 10 日（当日が休業日の場合は、前営業日）までに、別に定める「増資状況報告書」を本協会に提出することにより行うものとする。</u>
1 当該引受会員が引受けを行う株券等の募集（新規公開において行うものに限る。）に係る発行者の発行決議日及び価格等の条件を決定する日の翌日（当日が休業日の場合は、翌営業日）までに本協会に当該株券等の募集に関する記者発表資料を提出する。	(新 設)
2 当該引受けを行った月の翌月の 10 日（当日が休業日の場合は、前営業日）までに、別に定める「増資状況報告書」を本協会に提出する。	(新 設)
2 (現行どおり)	2 (省 略)
付 則	
この改正は、本協会が別に定める日から施行し、同日以後、取締役会決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）が行	

新	旧
われる株券等の募集及び売出しから適用する。	

「協会員の従業員に関する規則」の一部改正について

平成 24 年 7 月 17 日
(下線部分変更)

新	旧
<p>(禁止行為)</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為（登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。）のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>17</p> <p>18 <u>「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第2条第2項に規定する親引け（同項ただし書に該当する場合を除く。）</u>を行うこと。</p> <p>19 (現行どおり)</p> <p>29</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、本協会が別に定める日から施行する。</p>	<p>(禁止行為)</p> <p>第 7 条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為（登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。）のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>17</p> <p>18 <u>「有価証券の引受け等に関する規則」第31条第3項又は第4項に規定する親引け</u>を行うこと。</p> <p>19 (省 略)</p> <p>29</p>

「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 24 年 7 月 17 日
(下線部分変更)

新	旧
<p>(この規則の適用除外)</p> <p>第 19 条 (現行どおり)</p> <p>2 「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第 2 条第 3 項に規定する並行第三者割当に該当する第三者割当増資等に係る株券等 (M S C B 等を除く。) については、この規則を適用しない。</p>	<p>(この規則の適用除外)</p> <p>第 19 条 (省略)</p> <p>2 引受規則第 32 条に規定する場合に該当する第三者割当増資等に係る株券等 (M S C B 等を除く。) については、この規則を適用しない。</p>
<p>付 則</p> <p>この改正は、本協会が別に定める日から施行し、同日以後、取締役会決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。</p>	

親引けガイドライン

〔 平成 24 年 7 月 17 日
日本証券業協会 〕

引受会員が「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」（以下「配分規則」という。）第2条第2項に定めるところにより親引けを行うに当たっては、次に掲げる点に留意するものとする。

なお、ここで用いる用語の定義は、特に断りのない限り、配分規則で定めるところによるものとする。

1. 親引けに関しては、平成 24 年 7 月 17 日改正（同年 月 日施行。以下「平成 24 年改正」という。）の改正前においては、「有価証券の引受け等に関する規則」（以下「引受規則」という。）第 31 条第 3 項及び第 4 項に規定されていた。

ところで、平成 24 年改正の方向性は、それに先立ち本協会の「募集株券等の配分に係る規制のあり方に関する検討分科会」が取りまとめた報告書「配分ルールのあり方について」（平成 24 年 1 月 12 日）が示すところに拠っている。

それによれば、親引けに関する規制には、発行者による株主や支配権の所在の恣意的な選択を抑止する、株式持合いを助長しない、特定の者に対する利益供与に用いられないようとする、といった趣旨があり、会員による配分が発行者の意向のみを反映した不公正なものとなってはならないことは変わるものではない、とされている。

これを受けて、親引けは現在においても原則として禁止されており、親引けを行ったとしても配分規則第 2 条第 1 項の規定に反する配分とならないと引受会員が判断したこと等の要件に該当する場合に限り、例外的に親引けを行うことが認められるとされている点に留意する。

2. 1. を踏まえ、引受会員は、配分規則第 2 条第 2 項第 1 号の判断に当たっては、当該親引けの必要性及び内容について、当該親引けにより配分を受ける投資家による中長期的かつ安定的な保有の見込みも勘案しながら、例えば、当該投資家による発行者の経営に対する一定の関与の有無、当該親引けによる発行者の企業価値向上の可能性の有無、当該親引けの背景における支配権争いの要素の有無等の観点で、同条第 1 項の規定との整合性を確認すべきであることに留意する。

3. なお、平成 24 年改正の改正前における引受規則第 31 条第 3 項及び第 4 項においては、発表資料における所要の公表を前提として、次のような場合には例外的に親引けが認められるとされていた。このことは、現在の配分規則第 2 条第 2 項第 1 号の判断に当たって参考となり得ることに留意する。

- (1) 株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券又は外国株信託受益証券
- イ 連結関係又は持分法適用関係を維持するために必要な場合
 - ロ 企業グループ全体での持株比率を維持するために必要な場合（当該企業グループの具体的な範囲及び持株比率並びに企業グループ各社間における出資、人事、資金、技術、取引等の関係を発行者が発表資料で公表した場合に限る。）
 - ハ 業務提携の関係にある株主がその持株比率を維持するため又は当該関係を形成しようとする者が一定の株式を保有するために必要な場合（当該業務提携及びそのために株式を保有しなければならない旨が契約書等（締結することが確実となっているものを含む。）により確認できる場合に限る。）
- ニ 株券の募集又は売出しの場合で、当該募集及び売出しに係る株式数の 10%を限度として持株会等を対象とするとき。
- ホ 発行者（連結子会社又は持分法適用会社を含む。）の取締役等又は従業員若しくはその予定者に報酬、給与又は賞与として新株予約権を配分する場合
- (2) 不動産投資信託証券
- 次のいずれかに該当する者に対する親引けの場合
 - イ 当該不動産投資信託証券が投資証券である場合は、当該投資証券の発行者である投資法人の委託を受けてその資産の運用に係る業務を行う投資信託委託会社
 - ロ イに掲げる者の株主
 - ハ イに掲げる者の親会社等（一の会社の親会社及び一の会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。）及び当該親会社等の親会社等
- ニ 当該不動産投資信託証券に係る委託者指図型投資信託の投資信託財産（投資信託及び投資法人に関する法律第3条第2号に規定するものをいう。）又は投資法人の資産として不動産等を当該委託者指図型投資信託又は当該投資法人に対して譲渡した者又は譲渡することに合意している者
- ホ ニに掲げる者が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第7項に規定する特別目的会社（当該特別目的会社に出資している特別目的会社を含む。）である場合には、それに出資している者
- ヘ ニに掲げる者が資産の流動化に関する法律第2条第13項に規定する特定目的信託である場合には、その受益証券の権利者

付 則

このガイドラインは、本協会が別に定める日から施行し、同日以後、取締役会決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

配分先情報の提供に関するガイドライン

〔 平成 24 年 7 月 17 日
日本証券業協会 〕

このガイドラインは、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」(以下「配分規則」という。) 第4章に定める、引受会員による配分先情報の提供に関する考え方を取りまとめたものである。

なお、ここで用いる用語の定義は、特に断りのない限り、配分規則で定めるところによるものとする。

1. 配分先情報に係る顧客の範囲

主幹事会員は、配分規則第5条第1項第1号イからハまでに掲げる者のうち、次に該当する者については、同条第2項の規定により同条第1項第1号に定める配分先情報に係る顧客として定めるものとする。

(1) 配分規則第5条第1項第1号イに掲げる銀行

すべての銀行。ただし、不動産投資信託証券（「有価証券の引受け等に関する規則」第2条第1号ホに規定する不動産投資信託証券をいう。）以外の株券等の募集又は売出しにあっては、金融庁がそのホームページ中「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」(<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>)において公表している「銀行免許一覧」の中で「都市銀行」又は「信託銀行」の業態としている銀行。

(2) 配分規則第5条第1項第1号ロに掲げる投資助言・代理業又は投資運用業を行う金融商品取引業者及び同号ハに掲げる投資法人

次の①ないし③のいずれかに該当する者

- ① 募集又は売出しにおいて、積極的又は継続的な需要の申告又は取得若しくは買付けの申込みを行っている者
- ② 今後、募集又は売出しにおける積極的又は継続的な需要の申告又は取得若しくは買付けの申込みを行うことが見込まれる者
- ③ 相当程度の運用財産を有していることが見込まれる者

2. 本協会への配分先情報に係る顧客の届出の様式

配分規則第5条第2項の規定により主幹事会員が定めた顧客を本協会に届け出る場合の様式は、別紙1に定めるところによる。

3. 銀行に係る他の引受会員への通知及び本協会への届出の要領

1. (1)により配分規則第5条第1項の顧客として定めた銀行を、同条第2項の規定により主幹事会員が他の引受会員に通知する場合及び本協会に届け出る場合、当該銀行を

1. (1)の「銀行免許一覧」の業態ごとに包括し、当該業態の名称を記することで足りる。

この場合、当該業態の名称が、いつ現在の「銀行免許一覧」に掲載されているものかを明記するものとする。

なお、この場合、主幹事会員が明記した日付現在の「銀行免許一覧」に掲載されている当該業態に該当する銀行につき、配分規則第6条の規定により他の引受会員が主幹事会員に配分先情報を提供するとき及び同規則第7条の規定により主幹事会員が配分先情報を発行者に提供するときの当該配分先情報は、当該銀行の名称及び当該銀行に配分した株券等の数量の情報であることに留意するものとする。

4. 発行者に提供した配分先情報及び主幹事会員における配分数量上位30名に該当する顧客の配分先情報の報告（本協会が求めた場合）

主幹事会員は、配分規則第5条第2項の規定による本協会への届出のほか、同規則第15条の規定に基づき、その前おおむね3か月の間に行われた募集又は売出しのうち本協会が求めるものにおいて、配分規則第7条の規定により当該主幹事会員が発行者に提供了配分先情報及び当該主幹事会員が配分を行った株券等の数量の多い順に30名までに該当する顧客（個人を除く。）の配分先情報を、それぞれ、本協会に報告するものとする。この場合の報告の様式は、別紙1に定めるところに準じ、本協会が求めるところによるものとする。

5. 配分先情報の適切な管理に係る発行者による確約

主幹事会員が配分規則第8条の規定により発行者から取り付ける、配分先情報の適切な管理に係る確約の内容は、別紙2に定める様式を参考に、それぞれの事案における実状等に合わせたものとすることが考えられる。

付 則

このガイドラインは、本協会が別に定める日から施行し、同日以後、取締役会決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

別 紙 1

提出日	平成 年 月 日
-----	----------

日本証券業協会

自主規制本部 エクイティ市場部 行

(代表)主幹事会員名	
担当部署名	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

発行者に提供することとする配分先情報に係る顧客に関する届出

銘柄名		
主幹事会員	代表	
	代表以外	
引受会員		
有価証券届出書提出日		
条件決定日（期間）		
払込期日、払込期間の末日、受渡期日		
引受けに係る 株券等の数量	募集	(うちオーバーアロットメント分)
	売出し	(うちオーバーアロットメント分)
配分先情報に係る顧客（配分規則第5条第1項第1号の顧客）		

【留意点】

1. ご記入いただいた個人情報につきましては、この届出に関する御連絡のために利用させていただきます。
2. 「引受けに係る株券等の数量」は、提出日現在における予定の数量を記入して下さい。
3. 「配分先情報に係る顧客」は、先に日本語表記の顧客を五十音順に、次に英語表記の顧客をアルファベット順に、記入して下さい。
4. 「配分先情報に係る顧客」の欄が不足する場合は、下方に欄を追加して記入して下さい。
5. 配分先情報に係る顧客を適宜の様式に記載して、この様式に添付していただくことでも結構です。

別紙2

〇〇証券株式会社 御中

配分先情報の管理に関する確約書

当社は、貴社より提供される〔案件を特定する記載〔例：当社普通株式の日本国内における公募増資〕〕に係る配分先情報（日本証券業協会が定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」（以下「規則」といいます。）第6条に規定する配分先情報をいいます。以下同じ。）を受領するにあたり、当該配分先情報が当社発行の有価証券に投資する投資家に係る未公表の機密情報であることを認識し、以下に掲げる事項を確約いたします。

なお、当社は、本件における貴社以外の引受証券会社がこの確約書の内容を確認できるようにするため、貴社がこの確約書又はその写しを利用することに同意します。

1. 当該配分先情報について、厳に機密を保持し、当該配分先情報を了知する必要がある最小限の範囲の当社の役員および従業員（以下「対象者」という。）以外の者に開示または漏えいしないこと
2. 当該配分先情報について、対象者以外の者に開示または漏えいすることができないよう、当社において適切に管理すること
3. 当該配分先情報について、これを了知する以外の目的に利用しないこと

平成 年 月 日

会社名

代表者名

㊞



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

配分に係る規制の 見直しの概要

平成24年7月17日

日本証券業協会

1. 配分に関する規則の構造



現行

引受規則第5章

- 第30条(円滑な消化の促進)
- 第31条第1項(配分の公平化)
- 第31条第2項(配分規則に基づく適正な配分)
- 第31条第3項・第4項(親受け禁止・例外要件)
- 第32条(並行第三者割当)

配分規則

- 公平な配分、新規公開時の一
部抽選、集中配分・不公正配分の禁
止、配分基本方針の策定・公表、
社内規則の制定、社内管理体制
の充実、記録の保存等、配分状況
の公表

見直し後

引受規則

配分規則

配分の基本精神規定、親受け規制、並行第三者割当、新規公開時
の一部抽選、集中配分・不公正配分の禁止、配分先情報の提供、配
分基本方針の策定・公表、社内規
則の制定、社内管理体制の充実、
記録の保存等、配分状況の公
表、…

親受けガイドライン

親受けに当たっての留意点

配分先情報の提供に関するガイドライン

配分先情報の提供に関する考え方

2. 配分に関する基本精神規定の見直し



現行

引受規則第30条

…市場の実勢、投資需要の動向等を十分に勘案し、…円滑な消化に努めなければならない。

引受規則第31条第1項

…個人投資家等への広く公平な消化を促進し、公正を旨とした配分を行うよう努めなければならない。

配分規則第2条

…株券等を不特定多数の投資者に広く消化することに努めつつ、公平を旨とする配分を行うこととする。

改正後

配分規則第1条

…当該株券等の円滑な消化を図りつつ、顧客への適切な配分を実現することを目的とする。

配分規則第2条第1項

…市場の実勢、投資需要の動向等を十分に勘案したうえで、当該募集等の引受け等に係る株券等の配分が、公正を旨とし、合理的な理由なく特定の投資家に偏ることのないよう努めなければならない。

3. 親受け規制の枠組みの見直し



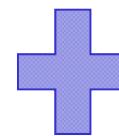
引受規則第31条第3項(REIT以外の株券等)・第4項(REIT)

現行

原則禁止

例外許容要件(REIT以外の株券等の場合)

- ★【次のいずれかに該当する親受けであること】
- ① 連結関係又は持分法適用関係の維持
 - ② 企業グループ全体での持株比率の維持
 - ③ 業務提携の関係にある株主によるその持株比率の維持又は当該関係形成のために必要な場合
 - ④ 持株会等を対象とする場合
 - ⑤ ストック・オプション目的で発行者の役員及び従業員に新株予約権を配分する場合



【親受けに関する開示】

配分規則第2条第2項

改正案

原則禁止

例外許容要件

【公正性等配分規則の趣旨に反しない
親受けであると引受会員が判断】

+

【親受けに関する開示】

+

【ロックアップ】

親受けガイドライン

- 平成24年改正の方向性は配分分科会報告書が示したところに掲っている。
- 親受けの是非についての引受会員の判断に当たって…
 - 親受け規制の趣旨は変わらないことに留意。
 - 親受けの必要性及び内容について、親受け先による中長期的かつ安定的な保有の見込みも勘案しながら、例えば、当該投資家による発行者の経営に対する一定の関与の有無、当該親受けによる発行者の企業価値向上の可能性の有無、当該親受けの背景における支配権争いの要素の有無等の観点で、配分規則の趣旨との整合性を確認すべきであることに留意。
 - 平成24年改正前における例外許容要件(REIT以外の株券等にあっては、左上の★印の枠内)は、判断に当たっての参考となり得ることに留意。

4. 並行第三者割当規制の枠組みの見直し



親引け

(引受規則第31条第3項・第4項)

現
行

原則禁止

例外許容要件

- 【次のいずれかに該当する親引けであること】
① ...
② ...
③ ...
④ ...
⑤ ...

+
【親引けに関する開示】

並行第三者割当

(引受規則第32条)

(開示府令・取引所規則)

[引受会員]

割当先を親引け規制で許容される範囲に限定するよう、発行者に要請



[発行者]

- ・開示府令・取引所規則による(並行)第三者割当に関する開示
- ・割当後2年以内の譲渡報告・公表
- ・取引所の企業行動原則の適用

↓
親引け

(配分規則第2条第2項)

改
正
案

原則禁止

例外許容要件

【引受会員の判断】

+

【開示】

+

【ロックアップ】

(親引けガイドライン)

- 配分分科会報告書
- 引受会員の判断に当たって...
 - 親引け規制の趣旨は変わらないことに留意。
 - 親引けの必要性及び内容について、配分規則の趣旨との整合性を確認すべきであることに留意。
 - 平成24年改正前の例外許容要件は、判断に当たっての参考となり得ることに留意。

並行第三者割当

(配分規則第2条第3項)

(開示府令・取引所規則)

[引受会員]

親引け規制(開示の要件を除く。)の趣旨を尊重して並行第三者割当を行うよう、発行者に要請



[発行者]

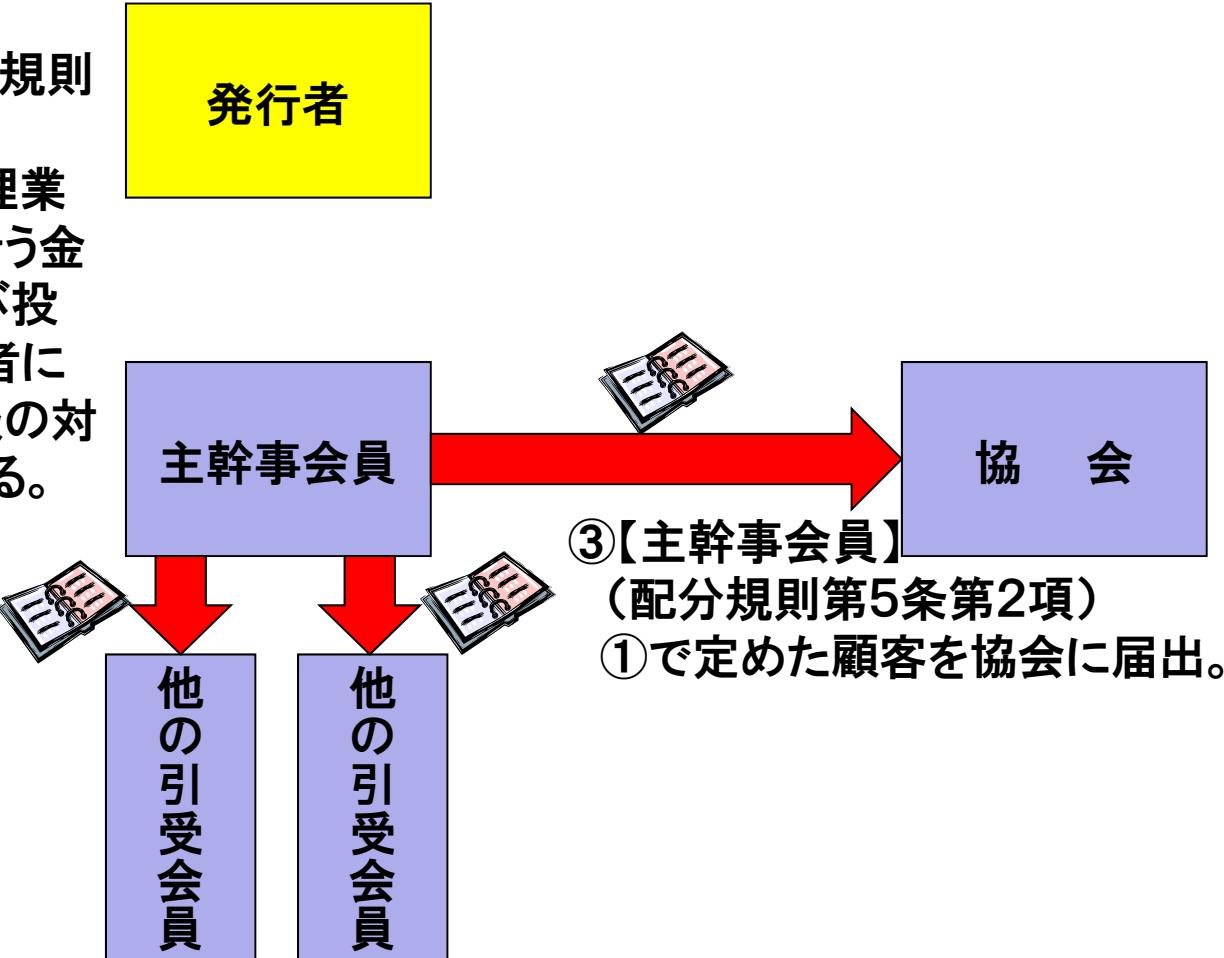
- ・開示府令・取引所規則による(並行)第三者割当に関する開示
- ・割当後2年以内の譲渡報告・公表
- ・取引所の企業行動原則の適用

5-1. 配分先情報提供: 発行決議(決定)後、遅滞なく

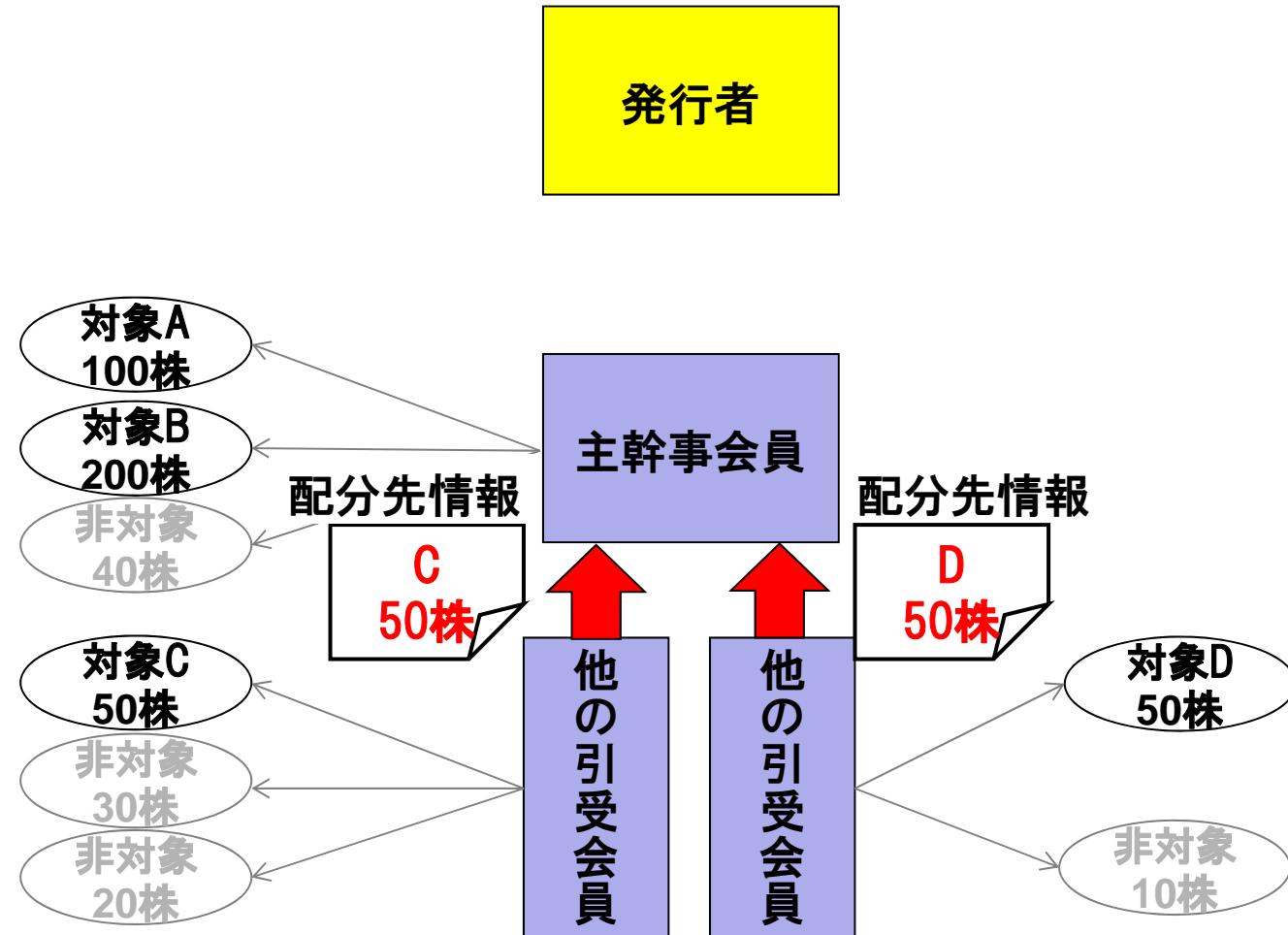


①【主幹事会員】(配分規則第5条第2項)
銀行、投資助言・代理業
又は投資運用業を行う金融商品取引業者及び投資法人のうち、発行者に提供する配分先情報の対象とする顧客を定める。

②【主幹事会員】(配分規則第5条第2項)
①で定めた顧客を他の引受会員に通知。



5-2. 配分先情報提供:他の引受会員から主幹事会員への情報提供

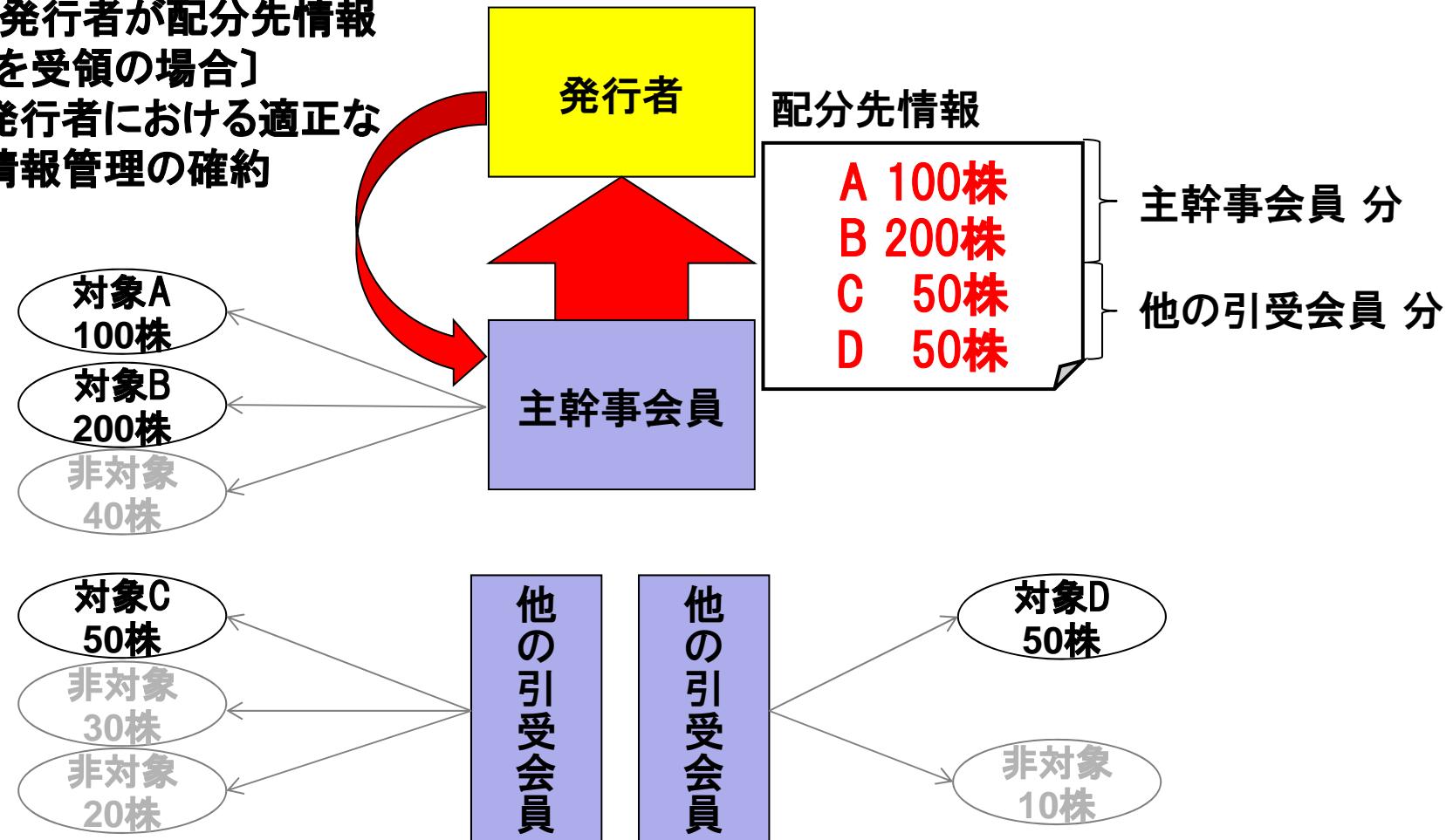


※「対象」「非対象」は、その顧客が配分先情報の対象であるか否かの別。

5-3. 配分先情報提供: 主幹事会員から発行者への情報提供 発行者による適正な情報管理の確約

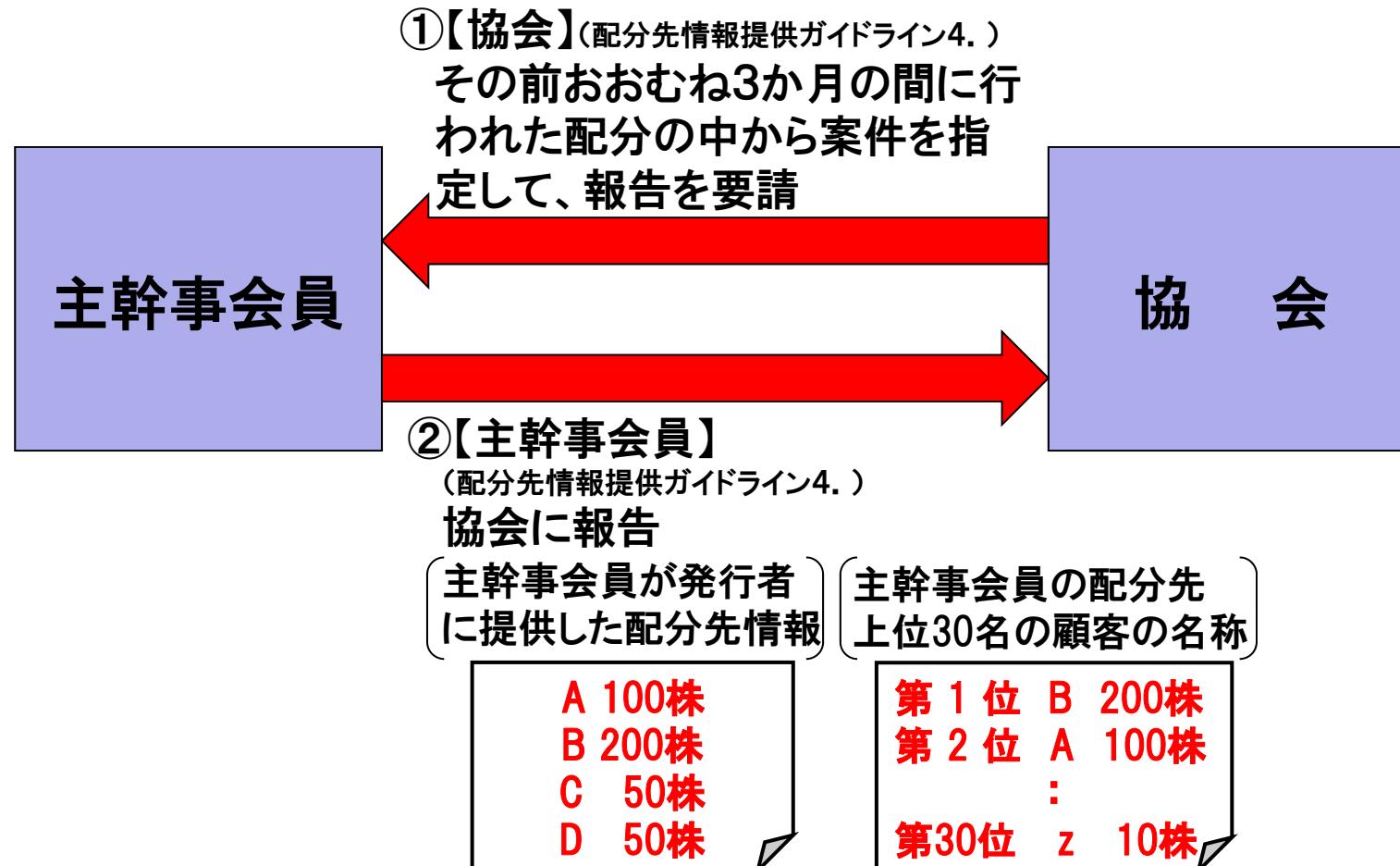


〔発行者が配分先情報
を受領の場合〕
発行者における適正な
情報管理の確約



※「対象」「非対象」は、その顧客が配分先
情報の対象であるか否かの別。

5-4. 配分先情報提供:主幹事会員から協会への報告



募集株券等の配分に係る規制の見直しのための「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」等の一部改正（案）に対するパブリック・コメントの結果について

平成 24 年 7 月 17 日
日本証券業協会

本協会では、募集株券等の配分に係る規制の見直しのための「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」等の一部改正（案）について、平成 24 年 6 月 20 日から 7 月 3 日までの間、パブリック・コメントの募集を行った。

この間に寄せられた意見（36 件 7 社）及び意見に対する考え方は、以下のとおりである。

【以下における凡例】

- 「配 分 規 則」：株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則
- 「引 受 規 則」：有価証券の引受け等に関する規則
- 「親 引 け G L」：親引けガイドライン
- 「配 分 先 情 報 提 供 GL」：配分先情報の提供に関するガイドライン
- 「投 資 励 誘 規 則」：協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則
- 「従 業 員 規 則」：協会員の従業員に関する規則
- 「開 示 府 令」：企業内容等の開示に関する内閣府令

※文中における条文番号は、今般の規則改正後におけるもの。

※文中で用いる用語の定義は、特に断りのない限り、配分規則で定めるところによる。

項番	該当条文	意 見	考 え 方
1	配分規則 第2条 第2項	「親引け」という言葉は使用をやめるべきではないか。もはや親会社の持分維持のみならずより広範かつ柔軟な運用へと移行する以上、たとえば「指定先販売」等の文言とすべきだと考える。	御指摘の御趣旨は理解するところですが、「親引け」の用語は長く用いられており、規則においても実務慣行においても浸透している概念であると考えられますので、今般の規則改正においては従来どおり「親引け」の用語を用いることいたします。
2	配分規則 第2条 第2項 第1号	「引受会員が判断した」とあるが、判断したことの証跡を残す必要があるのか。規則上は要請されず、各社の判断で行うことでよいか。	御指摘のとおり、親引けの是非に関する判断だけを取り上げて証跡を残すことは、規則上は要請しておりません。 ただし、親引けも配分のうちの一つであることから、第 11 条に定める内部管理体制責任者の責任における定期的な検査、第 12 条第 1 項第 3 号に定める記録の保存、同

項番	該当条文	意 見	考 え 方
			条第2項に定める当該記録についての本協会による提出請求又は監査が対象とする範囲には、親引けも含まれます。
3	親引け GL 1	オーナー及びオーナーが所有する資産管理会社への親引けは、「親引けガイドライン(案)」の1に記載の「発行者による株主や支配権の所在の恣意的な選択」に直接的には該当しないことを確認させて頂きたい。	親引けを行ったとしても配分規則第2条第1項の規定に反する配分にならないことの同条第2項第1号の判断に当たって留意する事項を、親引け GLにおいて示しており、この判断は、個別事例毎に実態に即して実質的になされるべきものと考えられます。
4	配分規則 第2条 第2項 第2号	親引けが許容される要件として、発行者が有価証券届出書又は発行登録書の提出後において適切に公表することを求められている事項のうち「発行条件に関する事項」については、どのような事項を想定しているのか?有価証券届出書又は発行登録書に記載される証券情報と同じものであれば重複であり不要と思われる(親引けによる割当先に対して公募の条件と異なる発行条件で発行されることが想定されているのであれば、発行条件の差異を開示させるようすべきではないか)	ここでの「発行条件に関する事項」は、発行価格の算定根拠、発行条件の合理性に関する考え方、会社法に定める有利発行に該当するものと判断した場合又は該当しないものと判断した場合におけるその理由及び判断の過程等、開示府令第二号様式記載上の注意(23-5)において第三者割当につき記載が求められている内容を想定しています。
5	配分規則 第2条 第2項 第2号	「有価証券届出書又は発行登録書の提出後において適切に公表する」とあるが、同号に掲げられた事項は、決議日の記者発表資料に記載すればよいのか。有価証券届出書等への記載はどのように考えるのか。	規則で求める事項につき、開示・公表に関する金融商品取引法等の各種規制に照らして、適切に開示・公表していただくことを求めています。
6		(発行者が) 有価証券届出書又は発行登録書の提出後において適切に公表することは、具体的には、①いつの時点までに、②どのような方法で、公表されることが要求されているのか?	
7	配分規則 第2条 第2項 第3号	(意見) ロックアップ期間は180日から短縮できない(一般的なロックアップにおける主幹事によるウェーバー条項を付すことはできない)と理解してよいか。	今般、親引けが許容される要件の一つとしてロックアップの確約を定めますので、親引け先からこの確約を取り付けることができなければ、親引けは認められないこ

項番	該当条文	意 見	考 え 方
		<p>ロックアップの対象は親引けされる株式だけではなく、親引け予定先が既に保有している株式も含まれると考えるがよいか。</p> <p>ロックアップが確約されない場合、親引けはできないものと理解してよいか。</p>	<p>ととなります。</p> <p>なお、親引けが許容される要件の一つとしてのロックアップの確約ですので、規則が求めるその対象は、当該親引けにより配分される株券等です。もちろん、これより広く対象とされることも、要件を満たすことに変わりありません。</p> <p>また、例えば親引け予定先に緊急の資金繰りの必要があると認められる場合に売却を認める等、現行の実務におけるロックアップに係る契約等において一般的に盛り込まれているウェーバー条項（主幹事会員がやむを得ないと認めることを発動の要件とする等、ロックアップの実効性を損なわない内容のもの）であれば、これを付したロックアップの確約であっても要件を満たすものと考えます。</p>
8	配分規則 第2条 第3項	<p>「発行者に対し…要請しなければならない。」とあるが、親引けと同様のロックアップが確約されない場合には並行第三者割当を行うことは認められないと理解してよいか。</p> <p>並行第三者割当は実質的な親引けであり、親引けの趣旨を尊重すれば、親引けが必要とされるロックアップが確約されないのであれば、その実施は認められないものと思料する。</p>	貴見のとおりと考えられます。
9	配分規則 第2条 第3項	第2条第3項において、並行第三者割当については規定が置かれ、現行の引受規則第32条に存在する売出しに並行して行われる並行売出しが削除されたが、売出しと並行して相対で行う並行売出しが親引け規制の対象外という認識でよいか。	ここで「第三者割当」の定義として引用する、開示府令第19条第2項第1号ヲに規定する第三者割当には、募集とともに売出しも含まれるものと思料いたします。
10	従業員規則 第7条 第3項	<p>協会員の従業員による親引けについては、従来どおり禁止となるか。</p> <p>本号に係る規則改正は別途行われると理</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>なお、今般の規則改正により、この号において引用している規則名及び条文番号</p>

項番	該当条文	意 見	考 え 方
	第 18 号	解してよいか。	が変わりますので、これに伴う技術的な改正を行います。
11	配分規則 第 4 章	配分先情報提供に係る日証協規則の改定及びガイドライン案の内容は機関投資家への影響も大きいと思われるが、国内機関投資家・海外機関投資家への周知は、それぞれどのように行なう予定か。	<p>今般の規則改正案の内容は、平成 24 年 1 月 12 日に「募集株券等の配分に係る規制のあり方に関する検討分科会」により取りまとめられた報告書において示された方向性を自主規制規則において具体化しようとするものです。</p> <p>この報告書は、本協会ホームページにおいて公表するとともに、同年 2 月 7 日までパブリック・コメントを募集いたしました。</p> <p>また、今般の規則改正案の内容につきましても、本協会ホームページにおける公表のうえ、パブリック・コメントを募集させていただいたところです。</p> <p>このように、今般の規則改正案の内容につきましては、これまでの過程において幅広い周知に努めてきているところでありますが、投資家及び発行者等におけるさらなる理解に資するべく、会員各位におかれましてもより一層周知に御協力いただきたく存じます。</p>
12	配分規則 第 5 条 第 2 項	「配分先情報に係る顧客とすることが適当であるものを定め」とあるが、個別投資家を発行・売出決議時点でリストアップするのは実務上不可能かつ明らかに不要である。さらに言えば、当初の対象顧客リストに含めていなかった顧客への勧誘や配分に支障をきたすことによって募集・売出し実務に甚大かつ決定的な障害となりうる。従って、当該仕組は削除が望ましいと考える。	<p>ここで主幹事会員により定められるべきは、最終的には配分規則第 7 条の規定により発行者に提供されることとなる配分先情報の対象となる顧客です。</p> <p>配分先情報の対象となる顧客を挙げて いる配分規則第 5 条第 1 項各号及び配分先情報提供 GL の 1. は、現在のトランスペアレンシーの実務において対象とされる顧客を念頭に置いています。</p> <p>なお、ここで配分先情報の対象となる顧客として定められなかった顧客に勧誘や配分が行われることは、この規則において何ら問題ありません。</p>

項番	該当条文	意 見	考 え 方
13	配分先情報提供GL 1(2) ①、②	「積極的または継続的な」需要とあるが、夫々の定義はなにか。実務上、消極的需要と積極的需要の区分を判別することは困難であると考える。定義が難しい場合、①、②とも削除し、③の内容を1(2)の定義の末尾に加えるというのは如何か。	御質問の概念につき、明確な定義を持ち合わせている訳ではありませんが、配分先情報の対象となる顧客を挙げている配分規則第5条第1項各号及び配分先情報提供GLの1.は、現在のトランスペアレンシーの実務において対象とされる顧客を念頭に置いています。
14	配分規則 第5条 第2項	「当該顧客の名称を他の引受会員に通知する」とあるが、これもあまりにも日常的な業務内容から乖離している。機関投資家向けの販売活動は、国内募集であれば機関投資家ポーションとしてブックランナーないしは主幹事のみによる販売勧誘が実施されるのが常であり、当該勧誘対象顧客名称をシグニфикант下位の引受会員に提供することは現実的にありえない対応である。機関投資家向けの販売活動に従事するブックランナーにおいてのみ共有される情報である。	<p>ここで主幹事会員により定められるべきは、最終的には第7条の規定により発行者に提供されることとなる配分先情報の対象となる顧客であり、勧誘を予定している顧客ではありません。</p> <p>今般導入する発行者に対する配分先情報の提供の制度は、配分の透明性の向上、証券会社による不公正な配分の抑止、市場の公正さに対する信認の向上を目的としているところ、主要な配分先の構成に関する情報を発行者に提供することに意義があると考えられます。</p> <p>この情報の精度を向上させるためには、主幹事会員により配分先情報の対象として定められた顧客に対して当該主幹事会員以外の引受会員によって配分された場合、その配分先に係る配分先情報も発行者に提供されるべきと考えられます。</p> <p>このため、当該主幹事会員以外の引受会員が当該主幹事会員を通じて提供する配分先情報の対象となる顧客をあらかじめ知ることができるよう、主幹事会員からの通知を求めるものです。</p>
15	配分規則 第6条	改正の骨子1(6)の同様の議論で、トランスペアレンシーに基づいた機関投資家向けの勧誘・配分を実施する事が通例であり、原則としてはこのような報告は発生しないものと考える。ただし、機関投資家ポーションを設定しない場合であって非居住者機	今般導入する発行者に対する配分先情報の提供の制度は、配分の透明性の向上、証券会社による不公正な配分の抑止、市場の公正さに対する信認の向上を目的としているところ、主要な配分先の構成に関する情報を発行者に提供することに意義が

項番	該当条文	意 見	考 え 方
		関投資家向けの販売が下位シグニシティによって行われる場合は非常に限定的なケースとして考えうる。	<p>あると考えられます。</p> <p>この情報の精度を向上するためには、主幹事会員により配分先情報の対象として定められた顧客に対して当該主幹事会員以外の引受会員によって配分された場合、その配分先に係る配分先情報も発行者に提供されるべきと考えられます。</p> <p>このため、当該主幹事会員以外の引受会員が配分先情報の対象となる顧客に対して配分を行った場合、当該主幹事会員を通じて、当該顧客に係る配分先情報を発行者に提供することを求めるものです。</p> <p>なお、配分先情報の対象となる顧客は、個別事例毎に主幹事会員から通知される者を含め、配分規則第5条第1項各号に掲げる者全てです。</p>
16	配分規則 第6条	他の引受会員から提供された配分先情報が、主幹事会員において、発行会社への提供以外の目的で利用される恐れに対する手当てとして、どのように整理されているのかご確認申し上げます。	配分規則第6条及び第7条により義務付けられるもの以外の情報については、今般の規則改正後においても投資勧誘規則第5条第2項及び従業員規則第7条第3項第17号を踏まえた取扱いが必要になると考えられます。
17	配分規則 第7条	改正の骨子1(7)においては改正の骨子1(5)にて定める顧客の名称はまったく関係しないことになる事からも明らかのように、当該通知、届出は不要であると解する。	<p>御意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、今般導入する発行者に対する配分先情報の提供の制度は、配分の透明性の向上、証券会社による不公正な配分の抑止、市場の公正さに対する信認の向上を目的としているところ、主要な配分先の構成に関する情報を発行者に提供することに意義があると考えられます。</p> <p>この情報の精度を向上するためには、主幹事会員により配分先情報の対象として定められた顧客に対して当該主幹事会員以外の引受会員によって配分された場合、その配分先に係る配分先情報も発行者に提供されるべきと考えられます。</p>

項番	該当条文	意 見	考 え 方
			このため、当該主幹事会員以外の引受会員が当該主幹事会員を通じて提供する配分先情報の対象となる顧客をあらかじめ知ることができるように、主幹事会員から当該主幹事会員以外の引受会員への通知を求めるとともに、この制度の実効性を確認するために本協会への届出を求めるものです。
18	配分規則 第7条	「遅滞なく」とありますが、どの程度までが遅滞ない範囲となるのでしょうか？また、配分情報のうち、投資家名称のみを先に伝達し、当該投資家に割り当てた株数は正式に確定次第伝達するという運用でも可能でしょうか？	主幹事会員自身が顧客に対して配分を行い、かつ、当該主幹事会員以外の引受会員の全てから配分先情報の提供を受けた時点を起点に、できるだけ早く発行者に配分先情報を提供していただく必要があります。 なお、この配分先情報の提供は配分が行われた後に行っていただくものですので、提供を受ける発行者における便宜に鑑みても、顧客の名称の情報と当該顧客に配分した株券等の数量の情報とは、分けることなく、一体として提供されるべきと考えます。
19		報告対象となる投資家は、エンティティや口座ベースではなく、投資家グループベースという理解で正しいでしょうか？	御質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、配分先情報の提供に関しては、例えば投資運用業者がその顧客の資産を運用しており、その運用において配分を受けて配分先情報の対象となる場合、当該配分先情報が当該投資運用業者に係るものとなることがやむを得ないときがあるものと考えます。
20	配分規則 第7条	主幹事会員が、発行者に対して、第7条に基づき、配分先情報を発行者に提供することは、主幹事会員または引受会員としての証券会社が投資家である顧客に対して負っている守秘義務（協会規則に基づくものおよび私法上のものの両者を含む）との関係とどのような関係にあるのか？当該情報	配分規則第6条及び第7条により行われる配分先情報の提供は、これらの規定により義務付けられて行われるものであることから、投資勧誘規則第5条第2項及び従業員規則第7条第3項第17号は適用されないと考えられます。このため、協会規則においては、当該配分先情報の提供に当

項番	該当条文	意 見	考 え 方
		提供について、顧客の事前の同意を得る必要があるのか、あるいは当該規則に基づき、そのような同意の取得は不要と整理可能なのか？	たって、当該配分先情報に係る顧客からの同意は求めておりません。 なお、私法上の守秘義務の考え方までを整理しているものではありません。
21	配分規則 第4章	顧客情報を当社以外の主幹事会員や発行者に対して提供することは、顧客情報の漏洩に該当しないと理解してよいか。投資家から同意を得る必要はあるか。 売出しの場合の売出人に対しては配分先情報の提供は義務付けられないと理解してよいか。売出人に提供する場合に、投資家から同意を得る必要はあるか。	配分規則第6条及び第7条により行われる配分先情報の提供は、これらの規定により義務付けられて行われるものであることから、投資勧誘規則第5条第2項及び従業員規則第7条第3項第17号は適用されないと考えられます。このため、協会規則においては、当該配分先情報の提供に当たって、当該配分先情報に係る顧客からの同意は求めておりません。 なお、売出しのうち、配分先情報の提供が義務付けられるのは、目論見書又は会社内容説明書を作成するものに限られます（配分規則第1条）。また、売出しにおいて配分先情報の提供が義務付けられる場合、当該配分先情報の提供先は発行者であり（配分規則第7条）、売出人ではありません。
22	改正の骨子 1.配分規則 (14)	改正の骨子 1(14)に定める整備の内容如何によるが、本改正は「対象顧客から事前の同意を得ることなく開示できる制度」を開始するものであることから、逆に言うと本改正に含まれない業務フローに関しては協会としての管轄ではなく個社判断に基づき運用を柔軟化するという方向も非常に建設的である。	御意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、配分規則第6条及び第7条により義務付けられるもの以外の情報については、今般の規則改正後においても投資勧誘規則第5条第2項及び従業員規則第7条第3項第17号を踏まえた取扱いが必要になると考えられます。
23	改正の骨子 1.配分規則 (14)	もしも前項の方針を探らない場合、上記の改正では「ブックビルディング期間における需要提出状況に関する、発行会社への投資家情報提供」といった行為が禁止されるものなのか読み取れない。従来の顧客情報管理の方針を踏襲すべしとの考え方であるならば、こうした説明についても規則上明	

項番	該当条文	意見	考え方
		文化することで、引受会員間の運用格差を発生させないよう明確化すべきである。	
24	配分規則 第5条	念のためのご確認ですが、配分規則第5条第1項に該当しない割当予定先については、従来どおり、配分結果を発行会社へ開示することは原則不可という理解でよろしいでしょうか。	
25	配分規則 第8条	発行者から確約が得られない場合には、配分先情報の提供は行ってはならないと理解してよいか。	今般導入する発行者に対する配分先情報の提供の制度は、配分の透明性の向上、証券会社による不公正な配分の抑止、市場の公正さに対する信認の向上を目的としているところ、この制度の実効性の確保に鑑みると、発行者が配分先情報を必要とするか否かにかかわらず、また配分規則第8条に定める発行者による確約の有無にかかわらず、主幹事会員による発行者に対する配分先情報の提供は行われる必要があります。
26	配分規則 第8条	発行者が第8条の基づく情報管理に係る確約を拒む場合でも、主幹事会員は、第7条に基づく配分先情報の提供を発行者に対して行うことが義務付けられるのか？	なお、配分規則第8条は、主幹事会員が提供する配分先情報を発行者が受領する場合に、確約を取り付けることを求めていきます。
27	配分規則 第8条	原案では、配分先情報の発行者に対する提供が、主幹事会員による一律の義務として規定されているが、当該配分先情報を必要としない発行者がいる可能性もあり（特に、第8条に基づく情報管理義務を負うことを避ける観点から）、発行会社から請求がある場合にのみ、配分先情報の提供が義務付けられるものとするべきではないか？	今般、発行者に対して提供されるべき配分先情報として規則において定めるのは、配分規則第5条第1項各号に掲げる顧客のうち実際に配分を受けた者の名称及び当該顧客に配分した株券等の数量の情報です。
28	配分規則 第10条 第2項 第12号	改正の骨子1(9)にて配分先情報の提供の方法について規定するとあるが、提供することが許される情報の範囲に関して規定もなく規則を定めた場合には、各社の運用が大きく相違し結果として共同主幹事案件におけるディール運営に致命的な混乱が生じることとなる。協会規則にて一定の定めをおくのが望ましい。	今般、発行者に対して提供されるべき配分先情報として規則において定めるのは、配分規則第5条第1項各号に掲げる顧客のうち実際に配分を受けた者の名称及び当該顧客に配分した株券等の数量の情報です。
29	配分規則 第14条	第14条に基づく要請に係る義務は、関連する顧客配分規則の規定が、外国における法令・規則や取引慣行と抵触する場合には適用されない旨を明確にすべきである。	配分規則第14条は、かかる場合にあっても配分規則の規定の趣旨は尊重されるべきである一方、募集又は売出しが行われる外国における法令・規則や慣行に従う必要も認められることから、実態として同条において列挙する規定に定める内容が当
30	配分規則 第14条	改正の骨子1(11)の海外募集・売出しへの準用に関しては、日本国内とは異なる法規	

項番	該当条文	意 見	考 え 方
		制の下実施される行為であること、また改正の骨子 1(5)に述べている顧客名称の共有や届出が海外における常識と大きく乖離することが明らかなことから、なおさら 1(5)に関する上記要望に沿って修正することが望まれる。	該各規定に定めるところに準じる形で充足されるよう、会員から引受けの斡旋を行う海外関連会社に対して要請を行うことを求めるものです。
31	配分規則 第 14 条	<p>わが国の発行者が外国において株券等の募集又は売出しを行う場合（以下、「海外募集売出し」という。）であって、会員が海外募集売出しを斡旋する場合において、①当該国における規制において定められている場合及び②慣行上、一般的に確立されている実務が存在する場合には、かかる当該国の規制上の要請及び確立されている実務に即した形で対応することも可能という理解でよいか。</p> <p>具体的には、海外募集売出しにおいては、最終的な配分結果のみならず、ブックビルディングの過程の情報（機関投資家の個別名を開示したうえでの需要の申告状況）が、引受証券会社から発行者及び/又は売出人を開示されたうえで、必要に応じ発行者/売出人との間で各機関投資家に対する配分に関する意見調整を行うことがあるところ、かかる実務が確立されている法域における海外募集売出しに会員が関与する場合においては、会員はブックビルディングの過程の情報も含め発行者/売出人に対して開示することも可能という理解でよいか。</p>	<p>配分規則第 14 条は、かかる場合にあっても配分規則の規定の趣旨は尊重されるべきである一方、募集又は売出しが行われる外国における法令・規則や慣行に従う必要も認められることから、実態として同条において列挙する規定に定める内容が当該各規定に定めるところに準じる形で充足されるよう、会員から引受けの斡旋を行う海外関連会社に対して要請を行うことを求めるものです。</p> <p>つまり、同条は、発行者に対する配分先情報の提供を配分規則第 4 章に定めるとおりに行われることまでを義務付けるものではなく、結果的に配分規則第 4 章に定めるとおりに行われていなくても、そのことのみをもって規則違反に問うものではないと考えられます。</p> <p>なお、国内において引受けを行った株券等の配分について行われる配分先情報の提供は、配分規則第 6 条及び第 7 条により義務付けられるものであることから、投資勧誘規則第 5 条第 2 項及び従業員規則第 7 条第 3 項第 17 号は適用されないと考えられます。</p> <p>一方、我が国の発行者による外国における株券等の募集又は売出しについて適用される配分規則第 14 条は、前述のとおり、特定の行為を義務付けるものではないことから、投資勧誘規則第 5 条第 2 項及び従業員規則第 7 条第 3 項第 17 号の適用除外</p>

項番	該当条文	意 見	考 え 方
			<p>にはならないと考えられます。</p> <p>このため、平成 23 年 12 月 6 日付「『協会員の従業員に関する規則』に規定する職務上知り得た秘密の漏えい禁止について一営業ルール照会制度に基づく照会及び回答一」(日証協(自)23 第 88 号、日証協(自1)23 第 89 号)における考え方は、今般の改正の後においても変わるものではないと考えられます。</p>
32	配分先情報提供 GL 4.	“発行者に提供した配分先情報及び主幹事会員における配分数量上位 30 名に該当する顧客の配分先情報の報告（本協会が求めた場合）”にある「顧客（個人を除く）」の定義は、改定案配分規則第 5 条第 1 項と同じという理解で良いか。	配分規則第 5 条第 1 項の「顧客」は、第 6 条及び第 7 条の規定により提供される配分先情報の対象となる顧客（すなわち第 5 条第 1 項各号に列挙する顧客）を指す一方、配分先情報提供 GL 4. の「顧客」は、顧客の属性にかかわらず、主幹事会員が配分を行った株券等の数量の多い順に 30 名までに該当する顧客を指します。
33	配分先情報提供 GL 4.	協会報告の対象となる顧客は、主幹事会員の海外関連会社へ販売委託して販売した顧客は含まれると理解してよいか。	貴見のとおりと考えられます。
34	配分先情報提供 GL 4.	「当該主幹事会員が配分を行った株券等の数量の多い順に 30 名までに該当する顧客（個人を除く。）の配分先情報」は、名寄せは特段必要ないことを確認させて頂きたい。	配分先情報提供 GL 4. の規定上、名寄せは求めません。
35	配分先情報提供 GL 4.	“発行者に提供した配分先情報及び主幹事会員における配分数量上位 30 名に該当する顧客の配分先情報の報告（本協会が求めた場合）”に「その前おおむね 3 ヶ月」とあるが、「その」とはいつの時点を指すのか。また、「本協会が求めるものにおいて」とあるが、協会が適宜報告を求める銘柄をピックアップするということで良いか。	<p>御質問における「その」は、本協会が報告を求める時点を指しています。</p> <p>本協会は、報告を求める時点から前にさかのぼっておおむね 3 か月以内に行われた募集又は売出しのうち、報告を求める案件を抽出し、当該案件における主幹事会員に報告を求める予定です。</p>
36	配分規則 第 16 条	J-REIT は普通株式と比較しても取引参加投資家層が限定的であり、かつそうした投資家の市場における重要性が高い。それに	御質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、この条は、J-REIT の発行者である投資法人は発行する投資口を引き受

項番	該当条文	意 見	考 え 方
		<p>も関わらず顧客情報の開示を行わない場合には、そもそも本改正において投資家情報の重要性に鑑みた改正を企図することに間逆の変更となる。また、J-REIT 自体は単なる箱なので開示が不要であるとするならば、運用会社への開示は同様に認めるべく、本改正にて明示する必要がある。</p>	<p>ける者の募集に関する事務を一般事務受託者に委託しなければならぬとされている（投資信託及び投資法人に関する法律第 117 条第 1 号、同法施行規則第 169 条第 1 項）ことが背景にあります。</p> <p>会員が当該委託を受け、募集に関する事務の一環で配分を行う場合、一義的には配分規則の適用を受けることとなりますが、当該募集に先立ち割当先が既に決まっている第三者割当にまで配分規則を適用することは実態にそぐわないと認められ、適用を除外するものであり、今般の改正前の引受け規則第 39 条第 8 号において定められていた規定を、適用を除外する対象の規定の移動に伴い、この条に移してきたものです。</p> <p>この条により、適用を除外するのは、その趣旨に鑑み、並行第三者割当以外の第三者割当であり、かつ、割当先が開示されているものに限ります。</p> <p>なお、J-REIT について配分規則が適用される場合における配分先情報の提供は、制度の実効性に鑑みれば、資産運用会社に対して行われることも考えられることから、このことを規定上明らかにするため、配分規則第 7 条を修正いたします。</p>

以 上